2014年3月21 日

**神奈川県知事**

**黒岩　祐治　様**

NPO法人　神奈川県自然保護協会

理事長　　藤崎英輔

**秦野市に計画中の大規模霊園に関わる要望書**

　2014年2月13日の神奈川県森林審議会に諮問された標記霊園計画は、新聞報道によれば出席委員の半数近くから反対の意見があり、付帯事項を添えるという極めて異例の判断をされたとのことです。

本計画には、反対された多くの委員と同様本会も反対です。

これを受けて、3月14日宮林茂幸森林審議会会長より貴知事宛答申があったと伺いました。

付帯された条件は、

１　当該開発に当たり、貴重な動植物の生息地への影響を必要最小限にとどめるよう配慮すること。

２　開発後において、貴重な動植物の生育環境を保全するなど、生物多様性の復元に最大限配慮すること。

　と言うことだそうです。

　しかしながら、この条件では「必要最小限」とは何を意味するか、また、「生物多様性の復元に最大限配慮」の具体的内容は明らかではありません。

　したがって開発業者が「最大限努力した」といえばどのような結果になろうとも「仕方なかった」という言い訳が通ってしまいます。

　当日議事録を見させていただいたところ、森林審議会審議の過程で、多くの委員は生物多様性が失われる危機を指摘したのに対し、「法的に森林審議会が判断する範疇にない」「森林の公益的機能の中に生物多様性は想定されていない」として排除されているものの、議長は、森林審議会の法的な枠の中で苦渋の判断で、異例の条件を付すとしたことが分かります。

　神奈川県知事は、神奈川の自然全般について県民から良好な状態を保つことへの付託を受けています。これは森林法の枠にとらわれるものではありません。

　一方、日本国は生物多様性条約に加盟し、生物多様性の保全を進める事を国際的に約束しています。そのために作られた生物多様性基本法25条で「国は、生物の多様性が微妙な均衡を保つことによって成り立っており、一度損なわれた生物の多様性を再生することが困難であることから、生物の多様性に影響を及ぼす事業」について、「計画立案の段階から事業に係る生物の多様性の保全について適正に配慮する」ものとし、27条では地方公共団体にもこれに準じるよう求めています。

　同じ自然を対象としている故に森林法で扱う事項といえども、生物多様性基本法の趣旨を反映させた運用を図ることが行政の長として求められることです。

　知事はこの立場を踏まえ、本計画によって緑地を失うことが本県生物多様性保全に重大な影響を及ぼす恐れがあることを認識し、将来に禍根を残す事のないようお計らいください。

　もし、知事として森林法に則り本件に対して許可相当との判断をされるときには生物多様性基本法25条に言う、「その事業に係る生物の多様性に及ぼす影響の調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る生物の多様性の保全について適正に配慮することを推進するため、事業の特性を踏まえつつ、必要な措置を講ずる」としている主旨を踏まえ、「調査、予測又は評価」にあたっては事業者に任せず信頼の置ける第三者とし、これを県民に見える形で行うことを付帯意見とすることを要請いたします。

＊　本件に関わる連絡は下記宛にお願いいたします。

ＮＰＯ法人神奈川県自然保護協会　事務局

〒243-0816　厚木市林5-15-10　電話046-222-2356

Ｅメール　nacs-kana-office01@eco-kana.org